

令和 2 年 3 月 3 日

新型コロナウイルス感染症発生時の保健所の調査について

千代田区内の企業等において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した際には、千代田保健所が感染症法に基づく積極的疫学調査を実施します。患者の所在地が千代田区外の場合には、患者が所在する自治体の保健所から依頼を受け、調査を行います。

この調査に関する千代田保健所の対応の流れは以下の通りです。参考にしてください。

主な流れ

1 勤務先等に対する積極的疫学調査の実施

●調査の前にご準備いただくこと

- ・患者が在籍する部署のフロアの見取り図（座席表を含む）
- ・保健所との連絡窓口担当者を決めておく

- (1) 飛沫感染対応：患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴の確認や勤務先等の見取り図などにより、フロアの状況、座席の配置等を確認して濃厚接触者を決定します。
- (2) 接触感染対応：アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム等による不特定多数が触れる場所（ドアノブやスイッチ等）の消毒について指導します。

2 濃厚接触者への対応

★現時点での対応であり、今後、変わる場合があります。

- ① 濃厚接触者に対しては、最終接触日から2週間の自宅待機をお願いする場合があります。
- ② 対象企業に対して、濃厚接触者のリストの作成をお願いします。
(氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号)
- ③ 濃厚接触者の自宅住所を管轄する保健所に対して、千代田保健所から情報提供を行うことをお伝えください。
- ④ 濃厚接触者に対しての健康観察：毎日の検温を依頼し、勤務先で取りまとめの上、保健所に連絡をします。また、発熱等体調不良の時には、濃厚接触者本人の自宅住所を管轄する保健所が設置した「帰国者・接触者相談センター」に連絡をするようにお伝えください。

※ 企業が独自の判断を下に、濃厚接触者や濃厚接触者以外の人に在宅勤務を指示したり、観察期間を延ばしたりすることについては、保健所は関与しません。

※ 保健所は消毒場所や消毒剤等を指導します。消毒の実施は各企業で実施していただきます。

※ 保健所から各企業に対して、情報を公表するように指示することはありません。独自判断で公表する場合は、個人情報保護や人権上の配慮に十分ご留意いただくとともに、千代田保健所にもご一報いただけますようお願いいたします。

積極的疫学調査とは（感染症法第15条）

積極的疫学調査とは、感染症法に基づき、保健所など行政が感染症の発生した周辺状況などの情報を収集し、発生した集団感染の全体像や感染経路及び感染源などを推定し、感染拡大の防止に役立てるものです。